

2025 年 7 月 23 日

東京都豊島区東池袋四丁目 21 番 1 号
アウルタワー 3 階
株式会社ラストワンマイル
代表取締役会長 兼 CEO 渡辺 誠

東京都豊島区東池袋四丁目 21 番 1 号
C I T V 光株式会社
代表取締役 木村 壮伯

吸収合併に係る事前開示書面

株式会社ラストワンマイル(以下、「吸収合併存続会社」といいます。)と C I T V 光株式会社 (以下、「吸収合併消滅会社」といいます。)とは、2025 年 7 月 15 日付で吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社との間で締結した吸収合併契約に基づき吸収合併(以下、「本合併」といいます。)を行うことといたしました。

本合併に関し、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条、並びに会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の定め相当性に関する事項及び参考となるべき事項

吸収合併消滅会社は吸収合併存続会社の完全子会社であるため、合併対価の交付はありません。

3. 吸収合併消滅会社の新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併存続会社に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収合併存続会社は金融商品取引法に基づき有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム (EDINET) によりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

別紙 2 のとおりです。

5. 吸収合併消滅会社に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込に関する事項

本合併後における吸収合併存続会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みであり、資金面においても吸収合併存続会社の債務の履行につき支障を来す事情はありません。従って、本合併の効力発生日以降も債務の履行に支障はないと見込んでおります。

7. 事前開示開始以降に上記変更が生じた場合の変更後の当該事項

変更が生じた場合には、変更後の当該事項を直ちに開示します。

以上

吸収合併契約書

株式会社ラストワンマイル (以下「甲」という)と CITV 光株式会社 (以下「乙」という)とは、以下のとおり吸収合併契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条. (吸収合併)

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本合併」という)を行う。

第2条. (商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は次のとおりである。

(1)吸収合併存続会社(甲)

商号:株式会社ラストワンマイル

住所:東京都豊島区東池袋四丁目 21 番 1 号 アウルタワー3 階

(2)吸収合併消滅会社(乙)

商号:CITV 光株式会社

住所:東京都豊島区東池袋四丁目 21 番 1 号

第3条. (効力発生日)

本合併の効力発生日は 2025 年9月1日とする。但し、合併手続の進行状況その他の事由により変更の必要があるときは、会社法 790 条に従い、甲乙協議の上で効力発生日を変更できるものとする。

第4条. (簡易合併・略式合併)

1. 甲は、会社法 796 条 2 項の規定に基づき、本契約につき株主総会の承認を得ずに本合併を行う。
2. 乙は、会社法 784 条 1 項の規定に基づき、本契約につき株主総会の承認を得ずに本合併を行う。

第5条. (合併対価)

甲は、本合併に際し、乙の株主に対してその有する乙株式に代わる金銭等を交付しない。

第6条. (甲の資本金及び準備金に関する事項)

本合併に際して、甲の資本金、資本準備金及び利益剰余金は増加しない。

第7条. (権利義務等の引継)

甲は、本合併の効力発生日における乙の資産、負債その他の権利義務の一切を引き継ぐ。

第8条. (契約解除)

本契約締結日後から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産又は経営の状態に重大な影響が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的達成が困難となった場合には、甲乙協議し合意の上で、合併条件を変更し又は本契約を解除できるものとする。

第9条. (紛争解決)

本契約に規定なき事項又は契約上の疑義については、両当事者間で誠意をもって協議し、解決するものとする。

本契約締結の証として本書を書面又は電磁的に作成し、甲、乙にて署名捺印又はこれに代わる電磁的处理を施したうえで、双方保有するものとする。

2025 年7月 15 日

甲

東京都豊島区東池袋四丁目 21 番 1 号
アウルタワー3 階

株式会社ラストワンマイル

代表取締役会長 兼 CEO 渡辺 誠

乙

東京都豊島区東池袋四丁目 21 番1号

CITV 光株式会社

代表取締役 木村 壮伯

吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他
会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

1. 株式会社テルベルとの株式交換契約の締結

吸収合併存続会社は、2025 年 7 月 15 日付の取締役会決議により、吸収合併存続会社を株式交換完全親会社、株式会社テルベル(新潟市西区内野西が丘 1 丁目 2 番 6 号。以下「テルベル」といいます。)を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを決定し、同 16 日に吸収合併存続会社はテルベルとの間で締結した株式交換契約を締結いたしました。本株式交換の概要については、以下の通りです。

(1) 株式交換の要旨

(ア) 本株式交換の日程

① 本株式交換契約締結取締役会決議日	2025 年 7 月 15 日
② 本株式交換契約締結日	2025 年 7 月 16 日
③ 株式交換実施予定日(効力発生日)	2025 年 9 月 1 日(予定)

(注) 本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項に基づき、吸収合併存続会社の株主総会の承認を必要としない簡易株式交換であります。

(イ) 本株式交換の方式

本株式交換は、吸収合併存続会社を株式交換完全親会社、テルベルを株式交換完全子会社とする株式交換です。

(ウ) 本株式交換に係る割当ての内容

	吸収合併存続会社 (株式交換完全親会社)	テルベル (株式交換完全子会社)
本株式交換により割り当てられる対価の算定方法	1 株当たりの現金対価：213,636,363 円 現金対価の総額：470,000,000 円 1 株当たりの株式対価：吸収合併存続会社の普通株式 11.37216549 株(予定) 交付する吸収合併存続会社株数：25,018 株(予定)	

(注) 1. 本株式交換に係る割当比率(以下、「本株式交換比率」といいます。)

吸収合併存続会社は、テルベルの普通株式 1 株に対して、吸収合併存続会社普通株式 11.37216549 株及び現金対価として 1 株に対して金 213,636,363 円(現金対価の総額：金 470,000,000 円)を割当交付します。ただし、本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議及び合意の上、変更されることがあります。なお、本株式交換比率は、2025 年 7 月 31 日に予定されている吸収合併存続会社の臨時株主総会において付議される予定の吸収合併存続会社株式 1.2 株を 1 株に併合する株式併合(以下「本株式併合」といいます。)に係る議案が原案通り承認可決され、本株式交換が効力を生ずる時点までに本株式併合の効力が発生することを前提としており、本株式併合が、本株式交換が効力を生ずる時点までに効力を生じなかった場合には、テルベルの普通株式 1 株に対して割当交付する吸収合併存続会社株式数は上記株式数を 1.2 で除した数とします。

2. 本株式交換により交付する株式

吸収合併存続会社は、本株式交換に際して、吸収合併存続会社普通株式 25,018 株を、吸収合併存続会社がテルベルの発行済株式の全てを取得する時点の直前

時のテルベルの株主に対して割当交付する予定です。なお、本株式交換により交付する吸収合併存続会社普通株式については、吸収合併存続会社が保有する自己株式82,484株のうち25,018株を充当する予定です。

3. 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、吸収合併存続会社の単元未満株式(100株未満の株式)を保有することとなるテルベルの株主の皆様においては、当該単元未満株を東京証券取引所及びその他の金融商品取引所において売却することはできませんが、吸収合併存続会社の単元未満株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

・単元未満株式の買取制度(100株未満の株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、吸収合併存続会社に対し、保有することとなる吸収合併存続会社の単元未満株式の買取りを請求することができます。

また、2025年7月31日に予定されている吸収合併存続会社の臨時株主総会において付議される予定の定款の一部変更に係る議案が原案通り承認可決された場合には、2025年8月11日以降、以下の制度もご利用いただくことができます。

・単元未満株式の買増制度(1単元への買増し)

会社法第194条第1項の定めに基づき、吸収合併存続会社が買増しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、保有する単元未満株式の数と併せて1単元株式数(100株)となる数の株式を吸収合併存続会社から買い増すことができます。

4. 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、吸収合併存続会社普通株式1株に満たない端数が生じた場合、テルベルの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、吸収合併存続会社が1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いし、端数部分の株式は割当てられません。

(エ) 割当の内容の根拠及び理由

吸収合併存続会社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって、公平性・妥当性を確保するため、吸収合併存続会社並びにテルベルから独立した第三者算定機関である、株式会社Stand by C(以下「評価機関」といいます。)に吸収合併存続会社及びテルベルの株式価値及び本株式交換比率の算定を依頼することとし、2025年7月8日付で、「テルベル社株式価値及び株式交換比率算定書」(以下、「本株式交換比率算定書」といいます。)を取得いたしました。

吸収合併存続会社は、評価機関から提出を受けた本株式交換比率算定書記載の株式価値並びに本株式交換比率の算定結果を参考に、両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、テルベルとの間で真摯に協議・検討を重ねてきました。本株式交換比率は、評価機関の算定した株式交換比率レンジ内であり、それぞれの株主の皆様にとって妥当であり、株主の皆様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うこととしました。なお、本株式交換比率は、本株式交換の実行に重大な支障となる事態又はその実行を著しく困難にする事態が生じた場合には、両社間の協議の上変更することがあります。

(オ) 算定の概要

評価機関は、吸収合併存続会社については吸収合併存続会社が東京証券取引所グロース市場に上場しており、市場価格が存在していることから、市場株価法を用いて算定を行いました。市場株価法においては、2025年7月14日を基準日として、東京証券取引所グロース市場における基準日前3か月間(2025年4月15日から2025年7月14日まで)の終値の単純平均値を採用しております。これにより算定された吸収合併存続会社の普通株式の1株当たりの株式価値は以下のとおりです。

算定方法	算定結果
市場株価法	3,331円

テルベルについては、非上場会社であり市場株価が存在しないこと及び将来の事業活動の状況を算定に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を用いて株式価値の算定をしております。DCF法では、テルベルより評価機関が開示を受けた事業計画に基づき、算定基準日である2025年4月30日以降にテルベルが創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を算出しております。なお、継続価値の算定については、テルベルが想定する2031年8月期以降に継続的に創出する水準として開示を受けたキャッシュ・フローを、現在価値に割り引くことにより算出しております。なお、割引率には加重平均資本コスト(WACC)を使用しております。

評価機関がDCF法による算定の前提としたテルベルの事業計画は、以下の前提条件に基づき作成されております。

- ①本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、加味されていません。
- ②割当ての内容の算定の前提としたテルベルの事業計画は大幅な増減益を見込まれておりません。
- ③テルベルの事業計画は、本株式交換の実施を前提としておりません。これにより算定されたテルベルの1株当たりの株式価値の評価レンジは以下の通りです。

算定方法	算定結果
DCF法	203,137円～259,810円

評価機関は、本株式交換比率の算定に際して、公開情報及び両社から提供された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報が全て正確かつ完全なものであること、かつ、両社の株式価値の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で評価機関に対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていません。また、評価機関は、両社及びその関連会社の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者算定機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っていません。評価機関による両社の株式価値の算定は、算定基準日である2025年4月30日までの情報及び経済条件等を反映したものであり、評価機関がDCF法による評価に使用したテルベルの事業計画については、テルベルの経営陣により当該算定基準日時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

(カ) 当該組織再編に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

テルベルは新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておらず、該当事項はありません。

(2) 今後の見通し

本株式交換により、テルベルは吸収合併存続会社の連結子会社となる見込みです。2025年8月期に与える影響は軽微であり通期業績予想に修正はありません。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少

吸収合併存続会社は、2025年6月20日開催の取締役会において、以下のとおり、2025年7月31日開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に、資本金及び資本準備金の額の減少を付議することを決議いたしました。効力発生日は2025年8月31日の予定です。

(1) 資本金の額の減少の要領

(ア) 減少すべき資本金の額

資本金の額502,499,850円のうち402,499,850円を減少し、100,000,000円といたします。なお、吸収合併存続会社が発行しているストック・オプション(新株予約権)が、資本金の減少の効力発生日までに行使された場合は、資本金の減少前の資本金の額が変動いたしますが、その場合でも減少する資本金の額は上記の額(402,499,850円)といたしますので、資本金の額の減少後の資本金の額は上記の額(100,000,000円)よ

りもストック・オプションの行使による資本金増加分だけ大きくなることとなります。

(イ) 資本金の額の減少の方法

払い戻しを行なわない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少し、減少額の全額を「その他資本剰余金」に振り替えます。

(2) 資本準備金の額の減少の要領

(ア) 減少すべき資本準備金の額

資本準備金の額1,666,107,284円のうち1,566,107,284円を減少し、100,000,000円といたします。

(イ) 資本準備金の額の減少の方法

減少する資本準備金の額の全額を「その他資本剰余金」に振り替えるものです。

事業報告

（ 2024年6月3日から
2024年8月31日まで ）

1. 会社の現況に関する事項

（1）事業の経過および成果

当事業年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い、経済活動の正常化が進み、インバウンド需要の増加も相まって緩やかな回復基調にあります。しかし、国際的には、ロシア・ウクライナ紛争の長期化、中東地域の政治的不安定といった地政学的リスクにより、依然として先行きは不透明な状況が続いています。

当社は、多数の顧客及び不動産事業者等とのネットワークとともに分社化前の株式会社 CITV から引き継いだ集合住宅向け無料インターネット事業について、当社グループと連携を強化し取り組んでまいりました。

このような環境下で、当事業年度の業績は、売上高は57,953千円、営業利益34,595千円、経常利益34,595千円、当期純利益22,940千円となりました。

（2）設備投資の状況

当事業年度において特記すべき設備投資はございません。

（3）資金調達の状況

当事業年度において特記すべき資金調達はございません。

（4）対処すべき課題

①内部管理体制の強化

当社は、今後もより一層の事業拡大を見込んでおり、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、今後の事業拡大を見据えた、更なる内部管理体制強化に取り組んでまいります。

②情報管理体制の強化

当社は、顧客情報を含む個人情報を取り扱っております。これらの情報につきましては、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、システム環境の整備などを行うことで厳密に管理しておりますが、今後も重要な課題のひとつとして認識し、管理体制の強化に取り組んでまいります。

③優秀な人材の確保

当社は、今後の事業拡大に伴い、当社の経営理念に共感し高い意欲を持った優秀な人材を継続的に採用していく必要があると考えております。労働市場に

おける知名度の向上を図り採用力の向上に努めるとともに、業務環境や福利厚生
 の改善により採用した人材の離職率の低減も図ってまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第1期 (当事業年度) (2024年8月期)
売上高	57,953
営業利益	34,595
経常利益	34,595
当期純利益	22,940
1株当たり当期純利益(円)	22,940円18銭
総資産	50,534
純資産	22,940

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

当社の親会社は株式会社ラストワンマイルであり、同社は当社の株式を1,000株(出資比率100%)保有しています。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業	主要製品
集合住宅向け無料インターネット事業	インターネット回線等の設備の導入

(8) 主要な営業所および工場

名称	所在地
本社	東京都豊島区

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
0名(0名)	—(—)

(注)使用人数は就業人数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向を含む。)

であり、パート及び嘱託社員は()内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 1, 000, 000株

(2) 発行済株式の総数 1, 000株

(3) 株主数 1 名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数(株)	持 株 比 率(%)
株式会社ラストワンマイル	1, 000	100. 00

(5) その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等(2024年8月31日現在)

氏 名	地位および担当	重 要 な 兼 職 の 状 況
木 村 壮 伯	代表取締役	株式会社ラストワンマイル 事業本部第2営業部 課長

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

①取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	0 (0)
監査役 (うち社外監査役)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	0 (0)

(3) 社外役員に関する事項

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

剰余金の配当の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための投資を優先し、さらなる企業価値の向上を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

今後、将来の財務体質の強化と事業拡大のために必要な内部留保を確保しつつ、当社を取り巻く事業環境を勘案して、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決議機関は株主総会であります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

2024年 8 月31日現在

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	49,362	流 動 負 債	27,593
現金 及 び 預 金	10,776	未払金	10,070
売 掛 金	38,585	未払法人税等	12,827
固 定 資 産	1,171	未払消費税等	3,662
投 資 そ の 他 の 資 産	1,171	そ の 他 の 流 動 負 債	1,033
繰 延 税 金 資 産	1,171		
		負 債 合 計	27,593
		純 資 産 の 部	
		資 本 金	1,000
		利 益 剰 余 金	21,940
		繰 越 利 益 剰 余 金	21,940
		純 資 産 合 計	22,940
資 産 合 計	50,534	負 債 純 資 産 合 計	50,534

損益計算書

自 2024年 6 月 3 日

至 2024年 8 月 31日

(単位：円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売 上 高		57,953
売 上 原 価		18,320
売 上 総 利 益		39,633
販売費及び一般管理費		5,037
営 業 利 益		34,595
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
雑 収 入	0	
そ の 他 営 業 外 収 益	0	0
経 常 利 益		34,595
税 引 前 当 期 純 利 益		34,595
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	12,827	
法 人 税 等 調 整 額	△ 1,171	11,655
当 期 純 利 益		22,940

株主資本等変動計算書

自 2024年 6 月 3 日

至 2024年 8 月 31 日

（単位：円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他の 利益剰余金	利益剰余金 合計		
		繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,000	△ 1,000	△ 1,000	-	-
当事業年度中の変動額					
当期純利益	-	22,940	22,940	22,940	22,940
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-
当事業年度中の変動額合計	-	22,940	22,940	22,940	22,940
当期末残高	1,000	21,940	21,940	22,940	22,940

個別注記表

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

該当事項はありません。

②無形固定資産

該当事項はありません。

(2) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 誤謬の訂正に関する注記

該当事項はありません。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 1,000株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数

該当事項はありません。

(3) 当事業年度の末日における新株予約権

該当事項はありません。

計算書類に係る附属明細書

1.有形固定資産及び無形固定資産の明細

該当事項はありません。

2.引当金の明細

該当事項はありません。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科目	期末残高
給料手当	1,765
外注費	1,200
支払手数料	1,653
その他販管費	418
合計	5,037